

# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1994／第18号

平成6年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

社団法人 岐阜県環境保全協会  
岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

## 目 次

卷頭あいさつ 年頭のあいさつ	理事長 小瀬洋喜… 2 役員一同… 3
特 報 海外廃棄物事情調査報告	4
隨 想 酸性雨は地下水まで汚染し始めた ごみと言うな（短歌）	青山正吾… 15 小瀬洋喜… 19
協会だより	16
第4回理事会 委員会活動 地球環境まつり'93協賛スタンプラリー 廃棄物と生活環境を考える全国大会 他	
トピックス	20
知事 「地球環境村」構想を表明 県 平成5年版「環境白書」を発表	
お知らせ 事業場から排出される廃棄物の処理区分について	岐阜県環境整備課… 21
解 説 特別管理産業廃棄物管理責任者制度の概要	岐阜県環境整備課… 22
会員の声	26
事務局からのお知らせ 産業廃棄物功労従業員の推薦を 他	27
編集後記	28

### 表紙写真

岐阜県の名水50選、吉田川 八幡町

景観に勝れ、多くの伝説や史実が伝えられている。鮎釣り、遊泳場として親しまれ、生活用水としても利用されている。

住民による清掃等保全活動が行われている。

(写真：財岐阜県広報センター、解説：県環境管理課)



### 甲骨文字の戌（いぬ）

中国五千年前の龜の甲、獸骨、竹の表等に鯀の歯、鼠の牙などで象形的に書いた漢字の字源となったもの。当時、既に中国では十干十二支つまり暦ができていて東洋文明の発祥となった。

青山草舟（正吾） 理事（県議）



## 年頭のあいさつ

理事長 小瀬 洋喜

明けましておめでとうございます。

平成6年の新春にあたり、皆様方のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年6月に梶原前理事長の後任として団らずも理事長に就任いたし、当協会の運営に当らせていただることになりましたが、会員の皆様から賜っております暖かいご支援ご協力は誠に心強く、感謝にたえません。

顧みますと昨年は、一昨年来の廃棄物関連三法の整備と、これに基づく廃棄物の適正処理の推進、減量化と再生利用の徹底、廃棄物処理への公共関与等、新しい廃棄物処理体制に向けて官民挙げての取組みが全国的ななされ、まさに新処理体制への始動の年であったと言えます。

本県におきましても、廃棄物問題は県政の最重点点検項目として位置付けられ、リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与そして複合行政の五本柱を「廃棄物、リサイクル五原則」とし、これを基本とした施策を推進されることとなりました。産業廃棄物処理に関しましても、この「五原則」を指導理念とし、そのもとに新しい「指導要綱」が施行され、産業廃棄物関係者に一層の適正処理を求められるとともに、県当局におかれましては、県下の最終処分場不足を解消するため廃棄物処理センター等廃棄物処理への公共関与のあり方の検討を進められたところであります。

我が協会におきましても、昨年3月には、県市町村のご支援のもとに排出事業者、会員各位の多大のご協力により産業廃棄物対策基金が当初の3か年計画の目標3億円を達成し、廃棄物処理への

公共関与の第一歩を記し、また、逼迫している処分場問題に対処し、県下における公共関与のあり方につき協会としての構想の具体的検討に入った年でもありました。

こうして、昨年1年の動きを眺めてみると、廃棄物処理は、まさに一大転換期にあったと言えます。

さて、本年は、協会が平成元年に創立されてから5年目を迎えることになります。この5年間、「環境を守り、産業を支える」を合言葉に処理事業者のみならず排出事業者、県市町村の参画を得て全国的にも希有な構成のもとに組織の整備を図り、産業廃棄物対策基金の造成、地球環境まつり等の事業を展開し、産業廃棄物処理に対する理解と信頼の向上に努めてまいりました。

この5年という歴史は浅くはありますが、廃棄物処理体制が大きく転換する時期とあたかも符合し、一つの節目にあたり、次の時代にむけての新たな出発の年であります。

そのような思いから、この3月にはささやかながら記念事業として記念式典、記念誌の発行、講演会等を計画し、現在、総務委員会を中心として鋭意検討中であります。

これらを受けまして、新しい時代の廃棄物処理体制、とりわけ改正廃棄物処理法に明定された廃棄物処理センター等廃棄物処理への公共関与の方向の確立に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。会員の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



平成六年元旦

理 事 長	小 濑 洋 喜
副理事長	小 田 清 一
"	清 水 正 靖
理 事	青 山 正 吾
"	浅 野 勇
"	阿 部 勘 三
"	石 丸 繼 治
"	井 上 征 四 郎
"	小 倉 満
"	大 塚 忠 勝
"	粥 川 長 司
"	木 村 虎 男
"	國 島 弘
"	熊 谷 正 三
"	後 藤 利 夫
"	清 水 道 雄

理 事	鈴 村 兼 利
"	住 田 治 郎
"	高 井 信 夫
"	田 中 一 郎
"	野々村 清
"	野 村 清 晴
"	交 田 公 也
"	三 浦 茂 雄
"	水 谷 重 雄
"	山 村 け い
監 事	岸 本 哲 治
"	春 田 文 夫
	事 務 局
専務理事	河 村 黙 男
常務理事	武 藤 光 明

## 海外廃棄物事情調査報告

県では、昨年10月に、小田清一衛生環境部長（当協会副理事長）を団長とし、片桐義之、山田忠雄、高井節夫各県議会議員を顧問とする岐阜県海外廃棄物事情調査団を編成し、10月7日から16日までの10日間にわたって、欧州各国の廃棄物事情を視察・調査されました。

協会では、12月16日に「サンレイラ岐阜」で、会員等75名の参加のもとに報告会を開催し、団長であられた小田衛生環境部長から、スライドを混えてのご報告をいただきました。調査団の調査結果報告をお寄せいただきましたので、以下にご紹介いたします。

### 岐阜県海外廃棄物事情調査団報告書

各務原市企画財政部企画調整課 久世 浩

近年、経済活動や消費生活に伴う廃棄物の排出量の増大や質の多様化が進む中、生活環境の保全と国民経済の健全な発展を図る目的で、廃棄物処理法の大改正や再生資源利用促進法の制定等の対応が図られてきているところです。

このことを踏まえ、岐阜県では、法改正により制度化された「廃棄物処理センター」の設置を中心として公共関与のあり方を追及し、周辺環境を

保全・増進していく廃棄物処理のあり方を調査するため、先進的な諸外国の廃棄物問題の実例を視察する「岐阜県欧州廃棄物事情調査団」を結成しました。

その調査団の一員として参加し、ドイツ・ベーカー＆マッケンジー法律事務所ほか5ヶ所を視察したので、以下にその概要を報告します。



調査団員：アーバル・ライムンド廃棄物処理公社にて

期間	平成5年10月7日(木)～平成5年10月16日(土)
訪問国	ドイツ・デンマーク・オランダ
参加者	団長 小田清一 岐阜県衛生環境部長 副団長 吉村恵夫 岐阜市生活環境部長 顧問 片桐義之 岐阜県議会議員 山田忠雄 岐阜県議会議員 高井節夫 岐阜県議会議員 団員 梅村正雄 岐阜県衛生環境部環境管理課財政課長補佐 家田敏男 岐阜県総務部財政課主査 栗田源吾 岐阜県林政部森林保全課技術課長補佐 竹内健一 大垣市環境部米野清掃センター所長 安田英雄 関市民生部長 久世 浩 各務原市企画財政部企画調整課主査 田本五郎右エ門 久々野町診療所事務所長 船坂鎌三 財岐阜公衆衛生検査センター常務理事 小林敦司 財岐阜県環境技術センター係長 事務局 近藤邦弘 岐阜県衛生環境部環境整備課産業廃棄物係長 阿部 繁 岐阜県議会事務局議事調査課主査

### EC及びドイツの環境法概要

訪問先 Baker & McKenzie (ベーカー & マッケンジー法律事務所)

所在地 ドイツ フランクフルト

訪問日 平成5年10月8日(金)

#### ※会社の概要

ベーカー & マッケンジー法律事務所は、1949年シカゴで創立され、世界32ヶ国に53の事務所を持ち、約500名のパートナーを含む1,600名に及ぶ弁護士集団を擁する国際法律事務所。そのパートナーシップは国内及び国際的レベルでの商法上のあらゆる法律顧問を行う。

フランクフルト事務所は、ヨーロッパ全土に16ある事務所の内の一つで、1962年に設立された。現在、ドイツには40名を越える弁護士と4名の税理士が活躍している。

#### ※EC条約のもとでの環境政策

1957年のローマ条約では、特に環境政策の必要性については触れていないが、1970年代前半、その必要性に迫られ、ECは環境政策に取り組み始めた。こうした動向は、環境がECにとっての極めて重要な目標のひとつであるとした欧州裁判所によっても支持されている。

1989年、ECがデンマークを相手取っ提起した裁判において、欧州裁判所は、自由な移動はECの根本をなす政策ではあるが、物品の自由な移動を妨げる結果となる国内規則にとって環境保護が正当な理由となり得ることを明らかにした。この訴訟で欧州裁判所は、これによって輸入がいっそう高くつくことになるものの、ビール、ソフトドリンク用の回収不可能な容器についてのデンマークの制限措置を支持した。

1987年の欧州議定書(SEA)は、環境政策分野において立法化を行うECの能力を確認し、立法化のための特定の権限を定め、環境に関する政策のため、次の目標を明らかにしている。

- 1) 環境の質の保全、保護、改善。
- 2) 人の健康状態の保護への貢献。
- 3) 天然資源の慎重かつ合理的な利用。

この議定書はまた、ECの環境法及び政策についての3つの基本原則を定めている。

- 1) 予防対策をとること。
- 2) 環境被害はその発生源において是正することを優先する。
- 3) 汚染原因者が費用を負担すること。

欧州議定書は、環境政策目標が個々の加盟国レベルで行うよりもECレベルで行うほうが、よりよく達成される限りにおいてECにおいて施策を講ずることを付け加えている。さらに、同議定書は、「本議定書の内容と両立し得る」限り、加盟国がより厳しい保護措置を維持あるいは導入する権利を加盟国に与えている。

#### ※ドイツにおける廃棄物法の概要

- ドイツの廃棄物法は連邦法と州法に区分されており、連邦も州も共に立法権限を持っている。施行は法律、政令、行政上の規則からなる。
- 基本法(憲法に相当する)の中で、連邦、州の管轄が規定されているが、州法は連邦法に反しない範囲で立法するものであり、それぞれ相反するものではない。
- 行政規則には多くの技術基準がある。

- ・廃棄物の概念は主観的廃棄物（個人の判断による廃棄物。）と客観的廃棄物（公共の安全のために処理する必要があるもの。リサイクリングできないもの。）とに区分される。
- ・原則は、①廃棄物を回避すること。（ごみを出さないように努めること。）②リサイクリング（再利用）すること。③安全に最終処分すること。の順である。
- ・収集運搬及び処理処分に関しては、許可を必要としている。
- ・有害廃棄物の処理については、その量、質について報告及び記録することが義務付けられている。

## ※質疑応答

Q 日本では、廃棄物処理施設、特に、産業廃棄物処理施設の建設についての住民の拒否反応があり、対応に苦慮している。廃棄物処理施設建設にあたって、地域住民の反対運動はあるか。また、訴訟まで至った事例はあるか。

A 地域住民の反対運動はほとんど100%ある。ただし、この場合の反対とは、処理施設設置者（行政または民間）が発表した建設計画の中の処理方法の改善を求めたものが多い。（計画そのものを否定する反対運動はない。）

以前、フランクフルトでは、州政府が考古学的に価値の高い場所を埋立地として計画したが、最高裁において否決されたことがある。

立地、種類、処理方法などの項目ごとに段階的に解決されてゆくが、その期間は5年～10年を要する場合が多い。

Q 廃棄物処理施設建設にあたって、住民の同意は制度上要件となっているか。

A なっていない。

Q 住民の廃棄物に対する意識はどうか。

A 自己の住居地域に廃棄物処理施設が設置されることについては、反対意識はある。

Q 環境アセスメントの概要について

A ドイツにおける廃棄物処理施設建設計画は、次の段階を経て計画決定されるが、決定後においても、設置者の信用によって否決される場合があり、また、施設稼働後においても地域に悪影響を及ぼした場合、条件を付して存続させることができるが、条件を満たせない場合は閉鎖に至る場合もある。

- ① 地方庁政府に、廃棄物処理施設設置者が計画書を提出する。
- ② 廃棄物処理施設設置者に、担当局がヒアリングを行う。
- ③ 住民に、廃棄物処理施設建設計画を周知する。
- ④ 住民は、法的根拠をもつ反対意見があれば裁判所に申し出る。
- ⑤ 住民公開ヒアリングを実施する。
- ⑥ ①～⑤の確認手続き。

Q D S Dシステム（Dual System Deutschland. 包装廃棄物再利用システム、グリーンポイント制とも呼ばれる。）の概要について

A 包装廃棄物に関する政令の概要是、次のとおり。

- ・消費者が使用し、発生した廃棄物は生産者または販売者が引き取ること。
- ・包装材は、再使用、もしくはリサイクルすること。
- ・包装とは、次の3種類に区分される。  
①運搬用の梱包。（パレットも含む）

②販売用梱包。

③二重包装（容器入りのカートン等）

- ・引取り義務はグリーンポイントのついたもののみに適用される。グリーンポイントは、販売用包装材のみを対象としている。
  - ・D S Dシステムに参加されば、生産者、販売者は引取り義務を免除される。（D S D社は、当初600社で設立されたが、現在は9,000社が参加しており、これは該当社の75%に相当するといわれている。）
  - ・D S Dは民間会社であり、生産者、販売者はD S Dにグリーンポイント一つごとに負担金（使用料）を支払い、グリーンポイント貼付の許可を受けることができる。
- なお、1993年10月からグリーンポイント使用料は、従来の容量基準（表1）から重量基準（表2）に変更された。処理が容易なガラス・紙類は割安に、処理困難なプラスチック・複合材料は割高になる。

表1 容器別グリーンポイント使用料  
(1 DM=70円)

包装容器の内容量	1個あたり使用料	
50ml以下	無料	無料
50ml～300ml	0.01DM	0.7円
300ml～3ℓ	0.02DM	1.4円
3ℓ～30ℓ	0.05DM	3.5円
30ℓ以上	0.20DM	14.0円

表2 素材別重量基準のグリーンポイント使用料  
(1 DM=70円)

素材区分	使用料
ガラス	0.16 DM/kg
紙、カートン	0.33 DM/kg
ブリキ、鉄	0.56 DM/kg
アルミ、他の金属	1.00 DM/kg
プラスチック	2.61 DM/kg
複合材料	1.66 DM/kg
天然物質	0.20 DM/kg

- ・消費者は、人口割で街頭に設置されている回収コンテナに分別投入する。D S D社がこれを定期的に回収し、ドイツ全土で60ヶ所の集積工場で詳細分別を主に手作業で行い、再生実施会社に引き渡す。
- ・グリーンポイント付き包装材については、市町村は回収する必要がなく、D S Dにより別容器で回収、再利用される。
- ・輸出する場合は、輸出先でリサイクルされる証明がなければならない。

Q D S Dシステムの現状と今後の課題について

A ガラス、ブリキ、アルミ、古紙、プラスチック、複合素材については、1995年7月までに販売量の80%を回収することを目標としている。樹脂の場合は予想排出量を10万t/年としていたが、実際には40万t/年であったのでリサイクルが追いつかなかった。また、プラスチック混入紙を100%繊維に変えるよう指導している。

また、現在、D S Dは使用料の微収に支障をきたしており、倒産の危機すら考えられる状況にあるとのことであった。

#### ヘキスト社における環境対策の概要及び有害廃棄物処理施設視察

訪問先 Hoechst Aktiengesellschaft (ヘキスト社)

所在地 ドイツ フランクフルト

訪問日 平成5年10月8日(金)

## ※会社概要

ドイツの大手総合化学メーカー。特に循環器用薬品、代謝性医薬品、バイオケミカルなどを中心とした医薬品分野ではドイツのトップに位置している。

世界120ヶ国に生産、販売会社を持って積極的に国外事業を展開しており、グループ全体の国外売上比率は75%を占めている。

化学品部門では、酢酸で世界最大のほか、ポリマー部門では高密度ポリエチレン Hostalen で世界に知られている。また、自動車、産業塗料なども手掛け、農業化学品では、除草剤で世界シェアの20%を握っている。

## ※ヘキスト社の環境に対する考え方とその実態について

人口の増加と文化水準の向上により生産力は増加し、それに必然的に伴う廃棄物の増加に対する対策は避けて通れない課題ととらえている。

ヘキストグループの環境保護に関するランニングコストは、16億マルク（約1,120億円）に達し、環境保護整備に対する投資は6億マルクをかけている。

また、人事面については本社工場従業員23,000名のうち700名が環境対策部門に所属している。

設備投資の具体的中身は、生物学的排水浄化装置からなる残滓の焼却プラントの建設を開始し、1996年に実施されるダイオキシンの放出規制の対策として、従来の残滓焼却プラントには排ガス浄化設備を設置している。このような設備はドイツ国内に止まらず、アメリカ合衆国やペネズエラにおいても稼働、もしくは建設中ということであった。

ヘキスト社は、原料サプライヤー、加工会社、顧客とともに、製造時からごみになるまで製品のライフスタイルを通じて責任を感じており、『産業における健康増進、安全、環境保護を目的とし、製品は、製造面でも、使用面でも安全でなくてはならず、使用後も環境問題を起こしてはならない。』との企業ポリシーのもと、

- ・生産性を上げることによる原料の節約。
- ・環境にやさしい製造過程の開発。
- ・廃棄物処理方法の技術的改善。
- ・残留物をいかに減少させるか。
- ・いかにリサイクルするか。

を目標に環境問題を考えている。さらに、今後は、有害廃棄物に対する自らの厳しい姿勢と、対処できる限りの技術と費用を投資しなければならないととらえている。

## 第三セクターによる有害廃棄物処理会社の設立経緯及び処理施設視察

訪問先	Gesellschaft zur Beseitigung von Sondermüll in BayernMBH (バイエルン産業廃棄物処理会社・略称：G S B)
所在地	ドイツ エーベンハウゼン
訪問日	平成5年10月11日(月)

## ※会社概要

1970年に官民共同出資により設立された有害廃棄物の処理を目的とする会社であり、当初の資本金は

100万マルク（約7千万円）で、出資比率は、バイエルン州40%、3地方自治体30%、25企業30%であった。現在では、資本金約3,100マルク（約21億7千万円）出資企業は74社に増えている。また、出資比率とは別に理事会における評決権が定められており、それはバイエルン州78%、地方自治体8.6%、企業12.6%となっている。

#### ※処理実績

バイエルン州全体で発生する年間68万tの特殊ゴミの処理区分は、

G S B	.....	30万 t
Z V S (G S Bと同様の会社)	.....	15万 t
会社独自処理	.....	15万 t
リサイクリング	.....	8万 t

となっており、さらにG S Bで処理する30万tは、焼却処理：31%、埋立処分：29%、ケミカル処分：40%である。このエーベンハウゼンでは、1週間で、

①液状で燃えるもの（溶剤、古い油など）	.....	210 t
②液状で燃えないもの（化学薬品で溶解ではないもの、ボイラー浄廃液など）	.....	246 t
③スラッジ（やや乾燥した顔料、廃油スラッジ、食品メーカーの消毒廃液など）	.....	492 t
④固体廃棄物	.....	348 t
⑤容器にいれるもの（ガソリンスタンドのウエスなど）	.....	70 t

の焼却処理が行われている。

これらの廃棄物の搬入に際しては、バイエルン州環境庁の指示で行われるが、工場の分析試験施設でサンプル試験と品質のチェック（いずれも抽出試験）を行ったうえで適切な処理方法がとられる。また、排水処理装置は化学的処理により金属を分離している。

#### ※質疑応答

Q 貴社は、1970年に官民共同出資により設立されたと聞いているが、当時、州が出資した必要性はないか。また、設立にあたり、州・自治体から働きかけを行ったのか、あるいは企業側から働きかけがあったのか。

A 州法に基づき、第三セクター方式で設立した。

Q 設立当時と比べると資本金が増加しているが、州・自治体の出資比率に変化はあるのか。

A 出資比率は変わっていない。

Q 処理施設の能力、処理方法、処理量及び処理している廃棄物の種類は。

A ロータリーキルン式、処理能力は6万t／年。廃棄物の種類は、ラボ、除草剤、オイル等。  
なお、現在、処理能力10万t／年の新炉を建設中である。

Q 設備投資費の負担の割合は。

A 設備投資費は、処理料金の積立金から予算化する。今回の新炉建設にあたっては、2億8千万マルク（約196億円）を投入している。

従って、運営経費を差し引いた利益は分配しない。また、州及び自治体からは補助金がでている。

Q 処理施設の建設にあたって、地域住民の反対運動はなかったか。また、地域住民の賛同を得るためにどのような方策をとったか。

A 施設周辺住民の反対はあったが、徐々に理解を求める。日本で言うところの「見返り施設」はない。  
しかし、計画を発表してから着工までに7年を要している。（通常、10～15年を要するといわれている。）

Q 埋立地整備費と埋立不適物の処理は。

A 埋立地整備費は1m<sup>2</sup>あたり800マルク（約56,000円）。埋立不適物の処理については、アルカリ等、成分によっては焼却（蒸発）処理する。

Q 埋立地の跡地利用について何か計画はあるか。また、現在の埋立地の終了後の埋立地計画はあるか。

A 現在のところ計画は持っていない。

埋立地については、ミュンヘンから70km離れたガーレンバッハに15haの面積をもつ処分場を擁しているが、キャバシティーは140万m<sup>3</sup>、220万tの廃棄物が処理可能で1975年の埋立て開始から110万tが埋立てされた。新埋立地整備計画はない。

Q 焼却施設からの煤煙処理方法について

A E P及び洗煙装置による。

Q 冷蔵庫等に使用されているフロンの回収について関与しているか。

A 関与していない。

#### — BMWのリサイクル活動概要及び解体工場視察 —

訪問先 BMW IN LANDSHUT (BMWリサイクル研究センター)

所在地 ドイツ ランドシュット

訪問日 平成5年10月11日(月)

#### ※BMWのリサイクルコンセプトの展望

BMWのリサイクル分野における研究は、リサイクルに適した部品や材料の種類を増やすことに重点を置いている。未来のリサイクル可能な自動車は、解体しやすく、耐用年数が切れた時点で限りなく100%に近いリサイクルが可能でなければならない。ランドシュット工場では、解体・リサイクルに適した設計を研究するため、解体は廃車だけでなく、新車についても実施している。

将来は、自動車業界や他の業界が協力体制を強化し、広い視野で幅広い協力を模索していくことが必要と考えている。

#### ※質疑応答

Q 貴社がリサイクルセンターを建設した背景は。

A 自動車業界として、「いつか、誰かがやらなければならない。」との認識を持っている。現在のところ、経済的にペイできないので営業的に成立していないが将来を見据えた先行投資と考えている。

Q リサイクル活動の行動計画（基本的な考え方）は策定されているか。

A BMWだけの直接運営は無理との判断があるので、他の企業との協力は不可欠だが、1995年を目標にドイツに自動車リサイクルプラント全国ネットワークを構築したい。

Q 部品としてリサイクルするものはあるか。あるとすればそれは何か。また、全体に占める割合はどのくらいか。

A 多くの種類に及ぶ。全体に占める割合は75%ぐらいになるだろう。

Q 廃車の回収はどんな方法で行っているか。また、それはシステム化されているか。

A BMWが承認した解体業者が行う。現在の承認業者数は、全国4,000社のうち600社である。

また、BMWがリサイクル解体技術を直接指導した解体業者は、全ドイツで16社。本年中に20社と

する予定である。なお、海外での提携先はアメリカの3社、スイスの21社、イギリスの1社、オーストリアの2社と結んでいる。日本でも、BMWジャパンが同様のシステムを進めている。

Q スクラップ材価格の相場の傾向はどうか。日本では、下落により解体業者数は減少している。

A 解体種、範囲が広いため、むしろ解体業者数は増加している。

Q リサイクル製品の使用促進のため行政はどのように対応しているか。

A 環境大臣から、例えば、販売メーカーはすべての自動車を回収する、とする考えを盛り込んだ「リサイクル関係法」の提唱があったが、賛否両論（否定論の最大の理由は、あまりにも理想的であることが挙げられる。）あり、1994年までに成立することはないだろう。

#### 地方自治体による企業運営及び有害廃棄物処理施設視察

訪問先 Kommunekemi（コムネケミ社）

所在地 デンマーク ニューポールグ

訪問日 平成5年10月12日(火)

#### ※設立背景

デンマークは、環境保全に関して、ヨーロッパにおいて先駆者の役割を果たしてきたと自負している。すなわち、ケミカルコントロール、の名のもとに、国中の有害産業廃棄物の処理を行うため「コムネケミ」（コムネ＝自治体）を設立して、トータル処理システムを確立したことにある。

これは、全国の地方公共団体において、有害廃棄物の処理は、より重要な、より切実な問題として存在していたために、地方公共団体が積極的にイニシアチブをとり、国に対しても法令整備を働き掛け、さらに、国民、事業所の全面的な協力を得られた結果である。

#### ※事業システム概要

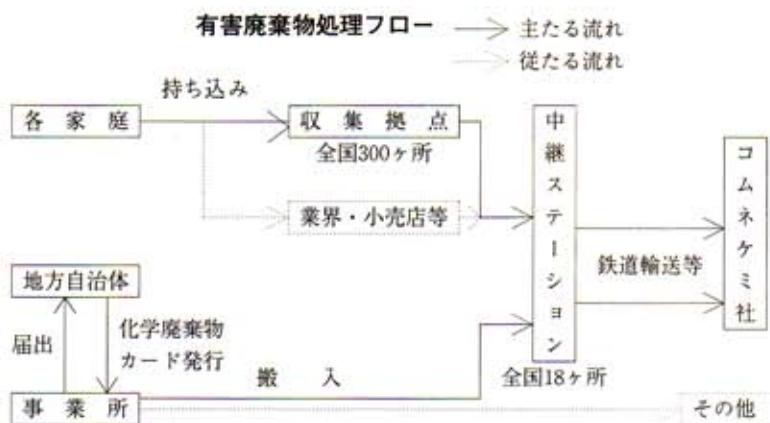
デンマーク方式の特色としては、処理技術そのものは一般的な技術であるが、国中の有害廃棄物のほとんどを貨車やトラックで一ヶ所に集約して処理し、さらに、完全に、確実に処理すべく集約された「廃油及び化学廃棄物に関する法律」が存在することである。処理については、原則的には中央処理施設的なコムネケミ社で行われることになっているが、環境上問題なく、かつ、処理される裏付けがある場合には、申請書を提出すれば地方自治体が例外として他の処理施設等への搬入を許可することができるとしている。

各家庭から排出される有害廃棄物は、地方自治体が法律により設置が義務付けられている全国で約300ヶ所の「集約拠点」に持ち込まれ、そこから中継ステーションへ、さらに、コムネケミ社に搬入される。住民による収集拠点への有害廃棄物の持ち込みは義務付けられていないため、各地方自治体及びコムネケミ社は、回収量の増加対策として業界や小売店等に協力を求めている。

次に、事業所からの場合は事前に地方自治体に届け出を行い、「化学廃棄物カード」の発行を受けなければならない。そして自社あるいは業者により有害廃棄物を中継ステーション（地方自治体が全国に18ヶ所設置している。）に搬入する義務を負っている。この際、化学廃棄物カードに必要事項を記入して提出しなければならない。なお、コムネケミ社では、この有害廃棄物を有料（各家庭には安く、事業所にはそれ相当の料金が設定されている。）で受けている。

したがって、事業所においては、事前に処理できるものは極力処理し、排出しないように、また、使

用する材料も極力無害なものを使用する等の努力がなされている。さらに、住民についても有害廃棄物を極力排出しないように、排出する場合には分類を怠らないこと等の協力が得られているとのことであった。



#### \*質疑応答

Q 貴社は、1971年全国の自治体の出資により設立されたと聞いているが、当時、自治体の出資による設立の必要性は何か。

A 産業廃棄物を処理すべき企業に資力がなく、処理結果に満足するに足りる処理施設を保持できないことにあったことが最大の原因である。

Q 貴社は、1983年に公益法人から利益法人に変更されたが、その背景は何か。また、現在、自治体の関与はないか。

A 設立財源としては、全国市町村（275市町村）が付加価値税財源を提供して基金を設け、そこからの借入金（返済は10年間据え置き、無利息）を充てた。各市町村の出資は人口比率による。施設稼働当初の運営費は、処理料金を上回っていたが、しだいに利益を生むことができた。

その利益も市町村に還元せず、将来的な設備投資費として蓄積している。

Q 設立当時、行政からの技術援助、あるいは、人事面での支援は行われたか。

A 行われていない。

Q 廃棄物処理施設建設にあたって、地域住民の反対運動はあったか。あった場合、どのような対応で解決したか。

A この地には、タール製造工場があり、その跡地を利用した。間近に住宅は存在しないが、当初は反対運動があった。しかし、施設の必要性と安全性を訴えることによって理解を求めた。今でも、年間8,000人の視察がある。

Q 廃棄物処理施設建設にあたって、住民の同意は制度上の要件となっているか。

A 要件となっている。会社が建設計画の許可を地方自治体に求めるとき、住民の反対意見は県を経た後、国に訴えられる。国（環境庁）は、会社に対して条件を付して許可を与える。この場合、有効期限が定められており、操業開始後も5年ごとに許可の更新を求めなければならない。もちろん条件をクリアできなければ不許可である。

なお、更新期間の「5年」は、今後、ECの対応によって変わる可能性がある。

Q 住民の廃棄物（処理施設）に対する意識はどうか。

A 特に反対意識はない。

Q 国・自治体は現在、廃棄物処理にどんな形で参加しているか。

A 国は、経営には関与していないが、監視をしている。

Q 廃棄物処理施設の管理状況について、行政からの検査の頻度はどの位か。

A 環境庁から、月に2回ぐらいの頻度で抜き打ち的に検査がある。施設の管理状況について、会社は半年ごとにレポートを提出しなければならない。もちろん、記録も保存しなければならない。

Q 廃棄物処理施設建設にあたり、近隣地域への貢献（公園等の整備）は、どのように行っているか。

A 公園等の整備は行っていない。焼却炉の熱を近隣住宅地の暖房用として利用している。

Q 処理されている廃棄物の種類は。

A 次の8種類に分類している。

- ①廃油
- ②ハロゲン系有機化合物
- ③ハロゲン系以外の有機化合物
- ④無機化合物
- ⑤薬品（農薬、殺虫剤等）
- ⑥ハロゲン硫黄系
- ⑦水銀化合物
- ⑧その他の有害性廃棄物



排熱利用の蒸留水製造装置：アーバル・ライモンド廃棄物処理公社

Q 廃棄物処理施設の更新については計画されているか。

A 現在のところ3炉が稼働しているが、その内の2炉は排ガス処理改善のため改造する予定である。

一番古い炉は、汚染土壤の専用焼却炉として稼働している。

Q 焼却施設から発生する熱エネルギーは利用されているか。

A ボイラーを設置して高圧蒸気を発生させ、発電するとともに近隣住宅地の暖房エネルギーとして利用している。

Q 焼却後の残滓の処理方法について

集塵灰とともに埋立て処分している。埋立地は海岸に近く、不透水シートと集水管を設備している。

### 廃棄物処理公社視察

訪問先 N. v. Afvalverwerking Rijnmond (アーバル・ライモンド廃棄物処理公社)

所在地 オランダ ロッテルダム

訪問日 平成5年10月14日(木)

### ※施設概要

ヨーロッパを代表する港「ユーロポート」を抱えるロッテルダム西部の臨海工業地帯にあり、ロッテルダム市ほか周辺自治体が共同出資して1973年に設立された。施設は200万人を対象とし、都市ごみ、産業廃棄物、化学廃棄物などを総合的に処理している。

特色として、エネルギー資源の回収を最大限意識し、発電はもちろん、蒸留水の製造、焼却灰の再生処理を行い、有価製品として販売している。廃棄物処理場というより、資源回収プラントの評価がある。

年間処理量は70万tで、この内7万tが化学廃棄物である。480t～530t／日の処理能力を持つ焼却炉を6基有しております、さらに7基目を増設中である。計画ごみ発熱量は2,600kcal～3,000kcal/kgであり、日本の一般廃棄物焼却炉と比較してかなり高い設定がされている。

化学廃棄物処理施設は、総工費4,500万USドル（約48億6千万円）を投入し、1986年末に操業を開始した。燃料部はロータリーキルンと2次燃焼室から構成されている。PCBなどの分解のために、炉温が1,000°Cまで低下するとアフターバーナーを使用して1,200°Cまで上げたり、水銀処理のためウェットスクラバーを設置して、除去率92%を達成するなど公害対策にも注意が払われている。

#### ※質疑応答

Q 貴社は、1973年に周辺の自治体の出資により設立されたと聞いているが、当時、自治体の出資による設立の必要性は何か。

A 当初は、産業廃棄物処理施設（処理能力：60万t／年）であり、1tあたり40ギルダー（約2,400円）で処理していたが、需要が少なく、周辺の市町村の一般廃棄物も受け入れるようになった。なお、現在の処理料金は1tあたり180ギルダー（約10,800円）で受け入れているが、他の会社では200ギルダー（約12,000円）を超えているところがほとんどである。

Q 設立当時、行政からの技術援助、あるいは、人事面での支援は行われたか。また、現在はどうか。

A 設立当初だけ国からの助成金があった。人的支援はない。

Q 現在の貴社の出資比率はどうなっているか。

A ロッテルダム市：70%、その他25市町村：30%。

なお、利益は、出資比率に応じて分配している。

Q 廃棄物処理施設建設にあたって、地域住民の反対運動はあったか。あった場合、どのような対応で解決したか。

A ロッテルダム市は、もともと工業都市であり、この周辺地域は産業地域であったので、問題はなかった。

Q 廃棄物処理施設建設にあたり、近隣地域への貢献（公園等の整備）は、どのように行っているか。

A 公園等の整備は、特に行っていない。

Q 処理している廃棄物の種類と量は。

A 家庭ごみ：100万t／年、化学廃棄物：18万t／年。また、家電製品部品のリサイクルと同時に、フロンガスの回収を行っている。さらに、生ごみのコンポスト化を1994年から着手する。

Q 廃棄物処理施設の更新については計画されているか。

A 現在、新炉を建設中である。

Q 廃棄物処理施設のエネルギーの利用方法は。

A 熱エネルギーを利用した発電設備を有している。現在の発電量は55MWであるが、新炉完成後は100MWになる。また、蒸留水も製造している。

Q 焼却灰を再生処理して有価製品としているようだが、販売網はどのように確保したか。

A 種類ごとに、企業が独占的に買い上げている。クリンカーは、各自治体が道路路盤材として、蒸留水は、ロッテルダム市が買い上げている。

## 酸性雨は地下水まで汚染し始めた



理事（県議）青山正吾

それは数年前、北欧スウェーデンで起きた奇妙な現象であります。即ち、北欧スウェーデンの婦人の髪が緑色に変化しつつあることに気付いて大変な騒ぎとなったことです。

北欧女性の金髪は、まさに彼女らの誇りあるシンボルカラーでもあるからです。

その金髪カラーが、今や緑色に変化しはじめたのは何であろうか、政府環境保全委員会が調査したところ、ふだん使っている地下水が原因であると判明した。

酸性雨が地下水にしみこんで汚染し、その水道水で髪を洗う。水は、水道管が銅であるため、酸と銅が化合し水酸化銅となり、金髪を退色せしめ、銅の緑色が髪に現れた変化である。

これは北欧の話であるが、今やアジアの空は中国、ソ連、ヨーロッパと世界中の酸性雨がZ気流

に乗って、日本列島まで汚染しはじめている。

髪の話ばかりではない、あらゆる人体の汚染、否、生きとし生けるすべての生物に影響し始めている。雨や雪を汚染している酸性はやがて地下に浸透し、河に流れ、湖沼に貯り、そこに生息するすべての生物をいため尽しつつある。最近の報道では北欧のノルウェーでは大半の湖沼において魚が全滅し始めていると報じている。

最近日本のP C Bの管理がどうもあやしいと言われている（東京湾と大阪湾の魚から検出されている報告がある）ダイオキシンに迫る毒性があるとされている（発ガン性、催奇形性等）が、これは又北欧の反対で、髪はからすのぬれ羽色ならぬ、つややかな黒髪が、赤ちゃけた、鉄さび色に変る時代となってくるかも知れない。

（1993.11.25 草舟書院にて）

## 第4回理事会

昨年12月16日午前10時から「サンレイラ岐阜」特別会議室において平成5年度第4回理事会が開催されました。

この理事会は、平成5年度の一般、特別会計予算の補正を主な議題としたもので、そのほか、役員報酬支給の同意案件等次の議題が提出され、いずれも全会一致で可決承認されました。

とくに補正予算案については、地球環境まつり'93の事業終了、専任的業務従事役員の報酬支給等本年度事業の確定に伴う諸要の補正措置を講じたものであります。

第1号議案 役員給与支給の同意について

第2号議案 平成5年度一般会計補正予算(案)について

第3号議案 平成5年度産業廃棄物対策基金特別会計補正予算(案)について

第4号議案 新規加入会員の承認について

### 報告事項

第1号 平成5年度事業執行状況について

第2号 平成5年度一般会計予算執行状況について

第3号 平成5年度産業廃棄物対策基金特別会計予算執行状況について

## 各委員会活動

### 空き缶拾い、墨俣城周辺で活動

#### 適正処理委員会

県主唱の「空き缶クリーン、キャンペーン週間事業」の秋の行事として、本協会では9月29日午前10時から墨俣城を中心とする長良川右岸の堤防道路等で清掃活動を展開しました。

この活動は、適正処理委員会事業として行われましたが、参加者は、委員会委員のみならず委員以外の役員も参加されました。大垣市からは、山田環境部長さんの他に6名の職員にも参加いただきました。

など総勢17名となりました。

団員は、流れる汗を拭いながら、約2時間にわたって散乱空き缶やゴミ拾いを行い、僅かの時間でしたが、2t車2杯のゴミを収集しました。



墨俣城前に勢揃いした参加者

### 研修指導委員会

10月27日午前10時から、「レストラン・フジ」において本年度第3回の研修指導委員会が開催されました。

この会議では、今年度の大蔵認定許可講習会の状況報告と今後開催予定の講習会への対応が協議され、特に11月9日から4日間にわたって開催される、産業廃棄物処分課程講習会には受付等の業務支援に1日当たり3名～1名の委員の皆さんの動員をお願いすることが決定されました。

### 広報編集委員会

11月18日午前10時から「レストラン・フジ」において本年度第3回の広報編集委員会が開催されました。

この会議においては、本誌第18号（本号）の編集方針が協議決定されました。そのほか、本年4月が当協会創立5周年に当たることから、次号は、「創立5周年記念増大号」として3月下旬に発行することが決定されました。

この協会創立5周年に当たっては、記念事業を行うことが第7回通常総会で承認され、その実施計画は、総務委員会で検討されますが、編集準備

の都合等もあり、記念誌の発行について協議決定 したものであります。

## 地球環境まつり'93盛況裡に終わる クイズ・スタンプラリーは大好評

昨年10月31日、加茂郡白川町の「タオーレふれあいの里」で開催された「地球環境まつり'93」は盛況裡に終わりました。

「まつり」には、廃棄物を素材とした巨大な彫刻「リサイクルアート」の展示（本号の巻末にその一つの写真を掲載）、ゴミ減量化のボカシセミナー、地元特産品の販売、地元芸能の披露など、晚秋の山里の自然にひたりながら、多数の家族連れ等が楽しみ、学びました。



賑あうまつり会場

この「まつり」の一環として当協会が協賛実施した「クイズ・スタンプラリー」は、これまた大盛況で、332名の多数が挑戦し、担当者の「親切な、アドバイスもあってか、結果として正解率も非常に高く、準備した正解賞品が品切れになるほどでした。

クイズは、①プレスしたアルミ缶の概数を当てるもの、②3個のトイレットペーパーのうち再生品を探すもの、③3個のプラスチック製プランターのうちから再生品を探すもの、④エコマークの意味を問うもの、⑤産業廃棄物の性状を問うものの5問で、参加者はこれらの問題を解きながら約1.5kmのコースを楽しみながら廻っていました。



スタンプラリー受付風景

問題のうち、トイレットペーパーとプランターの再生品を当てる問題では、ベテランの主婦でさえも再生品とバージン製品との見極めがつかず苦戦している状況が見受けられました。また、5問中一番正解率の低かったのは⑤で、「産業廃棄物は、有害危険なもの」とあるとの解答が多く、今後の啓発の必要が痛感されました。

廃棄物問題、リサイクルの大切さの啓発に大きな効果があったものと思います。

なお、このスタンプラリーには、総務委員会委員、委員の企業の従業員の方々多数にご支援をいただきましたことを報告し、感謝いたします次第であります。



再生品とバージン製品との見分けがつかない

## 廃棄物と生活環境を考える全国大会 第6回大会 青森市で開催される

厚生省、青森県等主催による第6回廃棄物と生活環境を考える全国大会が昨年11月9日、10日に青森市で開催されました。

この大会は、私たちの地球の青い空と海と森を未来に残すためいまこそ製造、流通、消費の各段階で、環境にやさしい生活スタイルを考える必要があると、「環境にやさしい生活スタイルを考える」をテーマに開催されたもので、全国各地から行政、排出事業所、処理業の関係者が多数参加し、式典と共に引き続き3時間余にわたって熱心なパネルディスカッションが行われました。

最後に、「生活スタイルの変化が産業活動を変

革させる力であることの認識のもとに、環境にやさしい生活スタイルの実現に向けて行動することを誓う」旨の力強い大会宣言（別掲）が満場一致で採択され、盛会裡に終了しました。

なお、式典において、環境関係功労者の表彰等が行われ、本県関係者では、次の3氏が産業廃棄物関係功労者厚生省生活衛生局長感謝状授与の栄に浴されました。

水谷重雄 日興土木株代表取締役社長  
高井信夫 タカイ商事株代表取締役社長  
三浦 茂 (有)三浦産業代表取締役社長

### 大會宣言

現代の豊かな消費社会においては、ものを大切にするこころが顧みられることなく、資源が大量に消費され、廃棄されています。

このことは、限りある地球資源の有効利用や地球環境の保全を考えるとき、我々のこのような生活スタイルを見つめ直すことが、今求められているといえます。

「廃棄物と生活環境を考える全国大会」青森大会においては、現代の私たちにとっての廃棄物という観点からのるべき生活スタイルとは何かを、またそれをどのように実践すべきかを、それぞれの立場で語り、考え、討議しました。

私たちの日常生活そのものが地球規模の環境問題に結び付いていることや、「生活スタイル」の変化が産業活動を変革させる力であることを認識し、いまこそ、足もとから行動するときです。

本日この大会に参加した私たちは、豊かな地球の青い空や海や森を未来に残すことの意義をかみしめながら、製造・流通・消費の各段階において、廃棄物の減量化や再生利用に取り組み、資源を有効に活用し、環境を保全する「環境にやさしい生活スタイル」の実現に向けて行動することを、ここに宣言します。

平成5年11月9日

第6回廃棄物と生活環境を考える全国大会

## ごみと言うな

小瀬洋喜

生き行かな安穏の老後にあらざるを廃棄物処理にと覺悟を定む  
悪の権化と産業廃棄物討つ旗のその旗に向い理路説かんとす  
分かれ行くコンベアに品々輝きぬ再生という産業起きよ  
ごみというな資源ぞ熱に電力に産みゆくを論じ夜深かりき  
配られし温き湯に子ら立つる声思いつつ描く未来図

### 知事「地球環境村」構想を表明

『総合的、複合的発想でゴミ捨て場イメージの払拭を、

岐阜県では、県政の重点点検項目の一つとして環境問題に取り組んでおられ、廃棄物対策としては、「廃棄物、リサイクル5原則」を基本とする施策を推進されていることは、皆さんも既にご案内のところあります。

こうしたなか、梶原知事は、昨年11月に行われた「環境、観光立県への現状と展望」と題する新聞社との対談の中で、廃棄物問題に関してリサイクルの重要性、必要性を説かれ、リサイクルには「公共機関が直接関与していくことが重要である」との認識を示され、施策として「地球環境村」構想を推進していることを表明されました。

この「地球環境村」は、廃棄物処理場を造る場合にゴミの焼却余熱で温水プールを造ったり、廃ガラスでガラス工房を造り生涯学習に役立てるなど、総合的、複合的な発想で、廃棄物処理と福祉、生涯学習、地域活性化などを組み合わせた施設群を目指すもので、単なる「ゴミ捨て場」というイメージをぬぐい去るものだと説明されておられます。

「産業廃棄物処理施設は要らないけれど地球環境村なら来て欲しい」というような施設にしたいとして、今後、県内の公共団体の長さんがたに呼びかけて実現が図されることになっています。

(中日新聞(H.5.11.23付朝刊)による。)

### 県 平成5年版「環境白書」を発表 産業廃棄物中間処理施設の整備進む

#### 産業廃棄物処理業者の増加が著しい

県は、昨年11月に岐阜県の平成5年版「環境白書」を発表しました。

この白書は、県公害防止条例に基づき、当県の公害、自然環境の現状と環境保全に関する施策をとりまとめたもので、本年で22版を数えました。

まず、環境の現状については、これまでの各種環境保全対策が効を奏し、全般的には良好な状況で推移しているが、反面、生活排水による河川の水質汚濁、カラオケ等による近隣騒音、増加する廃棄物等都市・生活型公害と言われる新たな問題が顕在化しているとしている。この新たな課題に対応するため、「岐阜県環境プラン」、「地域環境保全指針」等施策の基本指針を基に「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指し、長期的視点に立って総合的な施策を展開すると述べてい

る。

産業廃棄物施策に関してみると、産業廃棄物の発生量は、依然として減少傾向はみられず、平成4年度は649万tとここ数年同レベルを推移し、中間処理等による減量化もいま一進展していない。しかしながら、排出事業者、処理業者による処理施設の整備は、めざましく、平成5年3月末現在設置許可のあった中間処理施設は255施設となっており、平成4年3月末の193施設に対し、34%と急増している。

また、処理業者の数についてみると、知事、市長の許可業者数は、平成4年3月末現在1,000者であったのが、同5年3月末現在で1,080者と増え、特に収集運搬業者の増加が著しい(同期間883者→956者)ことが注目されます。

# 事業場から排出される廃棄物の 処理区分について

岐阜県衛生環境部環境整備課

社団法人岐阜県環境保全協会の皆様方には、産業廃棄物の適正処理について日ごろから御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、県においても、平成5年度中に第四次産業廃棄物処理計画を作成して、処理計画の円滑な推進を図るよう努力していく所存です。

さて、産業廃棄物を多量に排出する事業所に対しては、従来から産業廃棄物指定事業所制度要綱に基づき実態把握に努めているところですが、平成4年度における指定事業所の処理状況報告によると、一部の事業所において、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を混同している事例が見受けられます。

御承知のように、産業廃棄物である紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ等については業種の限定があり、この限定から外れるものは事業系の一般廃棄物となり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物の処理経路とは異なる経路で処理する必要があります。

については、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の方は、下記事項に留意のうえ、正しい処理経路で廃棄物を処理されるようお願いします。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第10項の規定により、感染性産業廃棄物又は、特別管理産業廃棄物であるばいじんの処理業の許可を取得していれば、感染性一般廃棄物の処理又は特別管理一般廃棄物であるばいじんの処理を行うことができることを念のため申し添えます。

## 記

### 1 排出事業者

- (1) 廃棄物は産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）に区分して保管すること。
- (2) 廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の区分に応じた許可があることを確認してから処理業者に廃棄物の処理を委託すること。
- (3) 産業廃棄物については、マニフェストにより適正処理されたことを確認すること。
- (4) 事業場から排出される廃棄物の種類及び量の正確な把握に努めること。

### 2 産業廃棄物処理業者

- (1) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物が混合されて保管されている場合は、排出事業者に区分を依頼すること。
- (2) 許可対象品目以外の廃棄物の処理を委託されても受託せずに、廃棄物処理法の趣旨を説明すること。
- (3) 廃棄物の処理を受託する事業場の業務内容を調査し、排出される廃棄物の種類及び性状を確認すること。

# 特別管理産業廃棄物管理責任者制度の概要

岐阜県衛生環境部環境整備課

## はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、平成4年から施行されていますが、改正法では新たに特別管理産業廃棄物が定義され、排出事業者は、これらの廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

この特別管理産業廃棄物管理責任者の資格として、原則として厚生大臣が認定した講習を受講する必要がありますので、この制度の概要を説明したいと思います。

## 1. 法律における根拠

特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の根拠は次のとおりです。

### ・法第12条の2 第4項

その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬ。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

### ・法第12条の2 第5項

前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならぬ。

### ・厚生省令第8条の17

法第12条の2 第5項の規定による厚生省令で定める資格は、次のとおりとする。

#### 1 厚生大臣が認定する講習を修了した者

- 2 前号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

## 2. 特別管理産業廃棄物の定義

特別管理産業廃棄物の定義を別表(24頁)にまとめましたので参考にしてください。

この表にも記載したとおり、特別管理産業廃棄物は種類によっては施設又は業の限定があります。

従って、判定基準だけでは判断できない場合がありますので、特別管理産業廃棄物に該当するかどうか不明の場合は保健所(岐阜市の場合環境総務課)へお問い合わせください。

なお、岐阜県内の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の例(該当する可能性が高いと考えられる事業場)は次のとおりです。

- 引火性廃油：塗装工場、化学工場、試験研究機関、印刷工場、自動車整備工場、電気部品製造工場、機械器具製造工場等
- 腐食性廃酸、廃アルカリ：電気めっき工場、表面処理・加工工場、化学工場、自動車整備工場(廃バッテリーの廃酸)等
- P C B：P C Bを含むトランス、コンデンサー等(回路から外したもの)を保管している工場等
- 特定有害鉱さい：金属精錬工場等
- 特定有害ばいじん：金属精錬工場、無機化学工場、窯業関係工場等
- 特定有害燃え殻：産業廃棄物焼却工場
- 特定有害廃油(トリクロロエチレン)：電気めっき工場、表面処理工場、電気機械器具製造工場等
- 特定有害廃油(テトラクロロエチレン)：電気めっき工場、表面処理工場、電気機械器具製造

工場、ドライクリーニング工場等

- 特定有害汚泥・廃酸・廃アルカリ：化学工場、電気めっき工場、表面処理工場、染色整理工場、焼入れ工場、ドライクリーニング工場、試験研究機関等

### 3. 認定講習の概要

認定講習が岐阜県で開催される場合は、社団法人岐阜県環境保全協会が窓口になり、財團法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する予定です。

なお、講習内容は「行政概論」、「安全管理」、「処理計画と実際」で、講習時間は概午前9時30分から午後4時まで（1日）の予定です。

開催日は平成6年度中に数日間が予定されています。

### 4. 経過措置等

厚生省令附則第4条の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務に責任を有する者は、平成7年3月31日までは、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者とみなされます。

また、病院、診療所等からは感染性産業廃棄物が生じますが、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等が「厚生大臣が認定する講習の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認められる者」であり、認定講習を受講する必要はありません。

クリーニング師であって、クリーニング業法第8条の2に規定する研修（「廃棄物の処理」を科目として含むもの）を受けた者も、有資格者とみなされ、認定講習を受講する必要はありません。

事務局から

## 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 本県は10月に実施予定

特別管理産業廃棄物管理責任者制度の趣旨、特別管理産業廃棄物の種類と性状、管理責任者必置該当事業所の範囲、管理責任者の資格は医師等の医療機関の有資格者や特別に指定された講習を受講するクリーニング師の外は全て大臣認定の管理責任者講習を受けなければならないこと、しかもその講習は平成7年3月末までに受講しておかなければならぬこと等、県環境整備課からの前稿でくわしくご教示いただきました。

いま一度熟読されて、自からの事業所が該当するかどうかを吟味していただき、また、正会員にあっては取引先等関係排出事業所に対して教示してあげていただきたいと思います。

さて、管理責任者の認定講習は、財團法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施機関となり、その協力機関として各都道府県産業廃棄物協会が当該都道府県内で行う講習会の実施窓口となります。岐阜県での実施は、当協会が窓口となります。

この講習会は、一部の府県では、本年度に実施されますが、いずれも受講対象者が多いこと等から、その府県内の事業所のみを対象としているようあります。

当協会としても、本県内の該当事業所は全て県内で受講できるような計画をもって臨み、当面本年10月に集中的に1,000名程度の定員で開催する予定で、現在実施機関に対して指定を申し出ています。今後、開催が決定され次第、該当事業所への通知の方法、申込の受付方法等を本誌に掲載して周知を図る予定です。

別表

## 特別管理産業廃棄物の定義

特別管理産業廃棄物の種類	施設・業(抜粋)	基準(単位のないものは検液の基準値[mg/l])																						
引火性廃油	施設等の限定なし	揮発油類、灯油類、軽油類、引火点70℃未満の廃油																						
腐食性廃酸	施設等の限定なし	pHが2.0以下のもの																						
腐食性廃アルカリ	施設等の限定なし	pHが12.5以上のもの																						
感染性産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、助産所</li> <li>医学、歯学、薬学及び獣医学に係る国又は地方公共団体の試験研究機関</li> <li>医学、歯学、薬学及び獣医学に係る大学及びその附属試験研究機関</li> <li>医学、歯学、薬学及び獣医学に係る研究所</li> </ul>	感染性廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等																						
特定有害廃PCB	施設等の限定なし	廃PCB及びPCBを含む廃油																						
特定有害廃PCB汚染物	施設等の限定なし	PCBを塗布した紙くず PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず																						
特定有害指定下水汚泥	下水道法で規定	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>3</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td>1</td></tr> <tr><td>6価クロム</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>シアノ</td><td>1</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.1</td></tr> </table>	アルキル水銀	検出	水銀	0.005	カドミウム	0.3	鉛	3	有機燐	1	6価クロム	1.5	砒素	1.5	シアノ	1	PCB	0.003	トリクロロエチレン	0.3	テトラクロロエチレン	0.1
アルキル水銀	検出																							
水銀	0.005																							
カドミウム	0.3																							
鉛	3																							
有機燐	1																							
6価クロム	1.5																							
砒素	1.5																							
シアノ	1																							
PCB	0.003																							
トリクロロエチレン	0.3																							
テトラクロロエチレン	0.1																							
特定有害鉱さい	施設等の限定なし	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>アルキル水銀</td><td>検出</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>カドミウム</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>3</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td>1</td></tr> <tr><td>6価クロム</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>1.5</td></tr> </table>	アルキル水銀	検出	水銀	0.005	カドミウム	0.3	鉛	3	有機燐	1	6価クロム	1.5	砒素	1.5								
アルキル水銀	検出																							
水銀	0.005																							
カドミウム	0.3																							
鉛	3																							
有機燐	1																							
6価クロム	1.5																							
砒素	1.5																							
特定有害廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿建材除去事業</li> <li>特定粉じん発生施設</li> </ul>	吹き付け石綿 石綿保温材等 特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの																						
特定有害ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属精錬ばい焼炉</li> <li>金属精製溶解炉</li> <li>無機化学工業品反応炉等</li> </ul>	アルキル水銀 水銀 検出 0.005																						
特定有害ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属精錬ばい焼炉</li> <li>金属精製溶解炉</li> <li>無機化学工業品反応炉等</li> </ul>	カドミウム 0.3																						
特定有害ばいじん 特定有害燃え殻	廃プラスチック類焼却施設	カドミウム 0.3																						
特定有害ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属精製溶解炉</li> <li>窯業製品焼成炉</li> <li>無機化学工業品反応炉等</li> </ul>	鉛 3																						
特定有害ばいじん 特定有害燃え殻	廃プラスチック類焼却施設	鉛 3																						
特定有害ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属精錬ばい焼炉</li> <li>無機化学工業品反応炉等</li> </ul>	6価クロム 1.5																						

## 協会要覧（平成5年度版）補訂

協会要覧（平成5年度版）は、平成5年7月末現在の内容で編集しましたが、その後の訂正連絡票により、次のとおり補訂します。

平成5年12月1日現在

ページ	箇所	補訂の内容						
6	松葉浩充	本州製紙(株)中津川工場→本州製紙(株)中津工場						
12,13	旦鳥鉱業(株)	旦鳥鉱業→旦鳥鉱山、ゴムくずの○◇を削り、ガラス等くずに○◇						
14	(株)内田商事	(株)内田商事 内田ひろみ→(株)東海リード 山中一弘						
タ	内堀和彦	内堀和彦の項を削る（退会）						
20	(有)クリーン工業	内田昭市→津田邦彦						
22,23	サトマサ(株)	A B → A B 特、燃えがら金属くず及びガラス等くずの欄に○を、汚でい纖維くず及び廃油の欄に○◇をそれぞれ追加						
27	(株)セイノーマテリアル	燃えがら、ガラス等くず、鉱さい及びばいじんの欄に○						
38	不二倉業(株)	中江勇→廣瀬昭夫						
41	松田リサイクル(株)	廃プラ、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の欄を●にする						
タ	(株)丸ス商事	電話番号を (05747) 2-2727とする 所在地を加茂郡白川町三川1271-1とする						
54,56	正会員付表の末尾	サトマサ(株) 佐藤正行 (0567) 28-3103 (住所略) <table border="1"><tr><td>A</td><td>県</td><td>D</td></tr><tr><td>B</td><td>県</td><td>D</td></tr></table> を加える	A	県	D	B	県	D
A	県	D						
B	県	D						

## 編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年は、新廃棄物処理法、リサイクル法、特定施設整備促進法が施行されて2年目でした。排出事業者の方々の産業廃棄物問題に対する取り組みには、大変熱心なものを感じた1年でしたが、ごみ問題の根本的な解決の糸口さえ見つかっていない状態です。

そんな中で、随想「酸性雨は地下水まで汚染し始めた」は、ショッキングな内容ですが、今回の特報にありますように、欧州のごみ先進国では、ごみを片づけるだけでなくいかにして不要なごみを出さずすむかと言う資源ごみの生産も抑制す

るような政策を取っている、というところに日本の将来像を見て取れる思いがします。製造・流通企業による減量化を発展させないと、行政やリサイクルに励んでいる市民はいずれ行き詰まってしまうのではないかでしょうか。

今回の第18号から新たに「会員の声」欄を設け、日頃会員の皆様方が思っていること、感じていることを紙面に載せることは、タイムリーな企画と自負しています。集められた声を当協会運営の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(広報編集委員 浅野 勇)

特別管理産業廃棄物の種類	施設・業(抜粋)	基準(単位のないものは検液の基準値 [ng/ℓ])
特定有害ばいじん 特定有害燃え殻	・廃プラスチック類焼却施設 ・産業廃棄物焼却施設	6価クロム 1.5
特定有害ばいじん	・金属製錬ばい焼炉 ・窯業製品焼成炉 ・無機化学工業品反応炉等	砒素 1.5
特定有害ばいじん 特定有害燃え殻	・産業廃棄物焼却施設	砒素 1.5
特定有害廃油 (トリクロロエチレン)	・電気めっき施設 ・トリクロロエチレン表面処理施設等	
特定有害廃油 (テトラクロロエチレン)	・電気めっき施設 ・洗濯業洗浄施設 ・テトラクロロエチレン表面処理施設等	
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・科学技術研究所洗浄施設等	(汚泥の場合) アルカリ水銀 検出 水銀 0.005 (廃酸、廃アルカリの場合) アルカリ水銀 検出 水銀 0.05
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・無機顔料製造業 ・酸アルカリ表面処理施設 ・電気めっき施設 ・科学技術研究所洗浄施設等	(汚泥の場合) カドミウム 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) カドミウム 1
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・無機顔料製造業 ・ガラス製品製造業の研磨洗浄施設 ・酸アルカリ表面処理施設 ・科学技術研究所洗浄施設等	(汚泥の場合) カドミウム 3 (廃酸、廃アルカリの場合) 鉛 10
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・有機化学工業製品製造業等	有機燐 1
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・紡績業染色施設 ・酸アルカリ表面処理施設 ・電気めっき施設 ・科学技術研究所洗浄施設等	(汚泥の場合) 6価クロム 1.5 (廃酸、廃アルカリの場合) 6価クロム 5
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・有機化学工業製品製造業等	(汚泥の場合) 砒素 1.5 (廃酸、廃アルカリの場合) 砒素 5
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・金属製品製造業焼き入れ施設 ・電気めっき施設等	シアノ 1
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・パルプ、紙、紙加工品製造業等	(汚泥の場合) P C B 0.003 (廃酸、廃アルカリの場合) P C B 0.03
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・電気めっき施設 ・廃油蒸留施設 ・トリクロロエチレン表面処理施設等	(汚泥の場合) トリクロロエチレン 0.3 (廃酸、廃アルカリの場合) トリクロロエチレン 3
特定有害汚泥 特定有害廃アルカリ	・電気めっき施設 ・洗濯業洗浄施設 ・廃油蒸留施設 ・テトラクロロエチレン表面処理施設等	(汚泥の場合) テトラクロロエチレン 0.1 (廃酸、廃アルカリの場合) テトラクロロエチレン 1

注1 施設、業は代表的なものを抜粋した。

注2 施設は原則として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する施設である。

### 環境保全は一企業の努力から

22年頃前に金属表面処理業界にとって、公害防止条例が施行されその中でも水質汚濁防止法に基づく1日50m<sup>3</sup>以上工場排水事業所に対し、重金属を含むあらゆる排水基準が制定され、大変な慌て方をした事があります。水処理には種々な方法がありますが、スラッジを取り中和沈殿法の場合、最終処理費が多く掛り問題をかかえた。その後イオン交換出来る金属については、スラッジも少量化されて来ましたが、最終処理費の問題は残りました。

さて協会では廃棄物処理場の件で県と業者で第3セクターによる処理場をと研究されて来ておられます、特定事業所より排出される産廃物についても処理可能な設備の構築を願う者あります。特定事業所は1t当たり何万円もの処理費を現在自己分担にて行い、その上公害企業と住民には理解されずの我々です。

20余年環境保全には一早く取組み頑張っております。各企業や各家庭の一人ひとりが、環境保全には、それなりの努力と研究を期待する者です。

（A排出事業者）

### 廃棄物処理センターの早期設置を

平成4年の改正廃棄物処理法の施行により廃棄物処理センター制度が位置付けられてから、各県で処理センターの指定に向けての動きが活発化している。

これまでに4県が指定を受け、施設の着工に入った所もあり、さらに12の府県が指定に向けて準備中であり、これらのほかにも廃棄物処理センターないし公共関与処理構想を検討しているところも相当数あると廃棄物関係紙は報じている。

本県においては、昨年「公共関与」を5大柱の一つとした「廃棄物五原則」が明らかにされ、こ

れを冒頭に掲げた「指導要綱」も制定され、廃棄物処理への公共関与、適正処理が進むものと大いに期待している。ところが、知事は、1昨年来「公共関与の時期が来た」等と明言しておられるに拘わらず、具体的な検討がなされているということは一向に聞こえてこない。

最終処分場が逼迫している現状からも、県内処理事業界の構造変革のうえからも、早急に廃棄物処理センターの設置が望まれる。

（B処理事業者）

### 住民の信頼に応え得る処理業界に

1993年を振りかえると、まさに激動の年であったといえる。バブル崩壊後の不況はなかなか好転の兆しを見せない。地震による奥尻島の津波等々。政界に目を転ずると自民党的下野、ゼネコン疑惑、最後には金権政治に代表される大物政治家の死去。

我が廃棄物業界では岐阜県議による贈収賄事件と話題には事欠かない。又、事件といえる程のものではないが、許可業者による野焼き等の不法行為がやたら目につく。せめてもの救いは保全協会員は殆どいなかったこと。業界もしっかりと襟を正さねば住民の理解は得られない。処理業界の質の向上を切に望むものである。1994年はいい年でありますように、神だのみする他ないのか。

（C処理事業者）

## 産業廃棄物功労従業員の推薦を

当協会表彰要綱に基づく産業廃棄物功労者の表彰が、3月開催の通常総会の席上で行われます。

特に、会員の企業の従業員で、次の基準のいずれかに該当する方がおられましたら、**予め1月末**までに当協会事務局までご連絡ください。

### 表彰基準（抄）

1 産業廃棄物業務に通算15年以上従事し、若し

くは50才以上の者であって生活環境保全に尽力して他の模範となるもの。

- 2 産業廃棄物業務について、創意工夫を行い業務能率の増進に寄与した者。
- 3 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者。

## 平成5年度大臣認定許可講習会 産業廃棄物新規講習は全国的に満員

産業廃棄物処理業の許可講習会の本年度実施分は、全国的に残り少なくなりましたが、その受講希望者は非常に多く、特に一般の産廃物の新規講習は、収運・処分とも年度当初に計画された講習の他に10月に収運課程13回、1,930名、処分課程2回、280名が追加開催が発表されましたが、いずれも直ちに満員となったようです。

これを今年度トータルでみると、今年度全国で収運課程62回、定員9,760名、処分課程24回、定員4,260名が計画され、これがいずれも満員となり、しかも、今だに当協会あてにも受講希望の問い合わせが来ている状況です。こうしてみるとか

なりの数の「積み残し」が出たようです。

本年度の本県における講習会は、去る11月9日から4日間にわたりて新規処分課程講習会を終り、残るは、本年2月に実施する収運課程の2回だけですが、これらの受講申込者はいずれも満員の状態です。

本年度実施分の以上のような状況から、来年度に実施される講習会が期待されるわけですが、平成6年度の開催計画については、例年、3月に全国の開催計画が大臣認定され、発表される予定です。その時期に本会報等でお知らせします。

## 新入会員の紹介

12月16日の理事会において次のとおり新入会員が承認されました。

### 〈正会員〉

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	最終	中間	収運	県内外
(有)西濃環境コンサルタント (0584) 81-3441	牛丸昭夫	503	大垣市坂下町102			○	県内

以上の新入会員で、会員数は正会員177名、賛助会員43名、特別会員8名の計228名となります。

## 協会要覧（平成5年度版）補訂

協会要覧（平成5年度版）は、平成5年7月末現在の内容で編集しましたが、その後の訂正連絡票により、次のとおり補訂します。

平成5年12月1日現在

ページ	箇所	補訂の内容						
6	松葉浩充	本州製紙(株)中津川工場→本州製紙(株)中津工場						
12,13	旦鳥鉱業(株)	旦鳥鉱業→旦鳥鉱山、ゴムくずの○◇を削り、ガラス等くずに○◇						
14	(株)内田商事	(株)内田商事 内田ひろみ→(株)東海リード 山中一弘						
タ	内堀和彦	内堀和彦の項を削る（退会）						
20	(有)クリーン工業	内田昭市→津田邦彦						
22,23	サトマサ(株)	A B → A B 特、燃えがら金属くず及びガラス等くずの欄に○を、汚でい纖維くず及び廃油の欄に○◇をそれぞれ追加						
27	(株)セイノーマテリアル	燃えがら、ガラス等くず、鉱さい及びばいじんの欄に○						
38	不二倉業(株)	中江勇→廣瀬昭夫						
41	松田リサイクル(株)	廃プラ、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の欄を●にする						
タ	(株)丸ス商事	電話番号を (05747) 2-2727とする 所在地を加茂郡白川町三川1271-1とする						
54,56	正会員付表の末尾	サトマサ(株) 佐藤正行 (0567) 28-3103 (住所略) <table border="1"><tr><td>A</td><td>県</td><td>D</td></tr><tr><td>B</td><td>県</td><td>D</td></tr></table> を加える	A	県	D	B	県	D
A	県	D						
B	県	D						

## 編集後記

明けましておめでとうございます。

昨年は、新廃棄物処理法、リサイクル法、特定施設整備促進法が施行されて2年目でした。排出事業者の方々の産業廃棄物問題に対する取り組みには、大変熱心なものを感じた1年でしたが、ごみ問題の根本的な解決の糸口さえ見つかっていない状態です。

そんな中で、随想「酸性雨は地下水まで汚染し始めた」は、ショッキングな内容ですが、今回の特報にありますように、欧州のごみ先進国では、ごみを片づけるだけでなくいかにして不要なごみを出さずすむかと言う資源ごみの生産も抑制す

るような政策を取っている、というところに日本の将来像を見て取れる思いがします。製造・流通企業による減量化を発展させないと、行政やリサイクルに励んでいる市民はいずれ行き詰まってしまうのではないかでしょうか。

今回の第18号から新たに「会員の声」欄を設け、日頃会員の皆様方が思っていること、感じていることを紙面に載せることは、タイムリーな企画と自負しています。集められた声を当協会運営の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

(広報編集委員 浅野 勇)



場と徵候（服部八美氏）

（作者のことば）

日の恵、風、空気、水の恩恵を受け、大地に根付き、人が集まり、文明が生まれ滅び、また生まれ滅ぶ。過去も自然からの恩恵を受け、現在、自然からの恵を受ける。未来も自然は恩恵を与えつづける。過去から現在、現在から未来、未来から過去へ…。

素　材：瓦、セメント、アルミ、鐵、レンガ（重量約2.5t）

写真提供：県環境整備課

---

#### ぎふ保全協会報編集委員

委員長　山村　けい

副委員長　浅野　勇

委員　坂井　修　川合　清和　田中　寛  
野々村　清　野村　清晴　山口　繁

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。）



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成6年1月1日発行

第18号

編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小瀬洋喜

〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL 〈0582〉 72-9293

FAX 〈0582〉 72-6764

印刷 共和印刷株式会社